

昭和村の給与・定員管理等について

村職員の給与の実態について、そのあらましをお知らせします。

村職員の給与の決定は、国の制度に準じ、村議会を経て条例で定めることになっています。

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

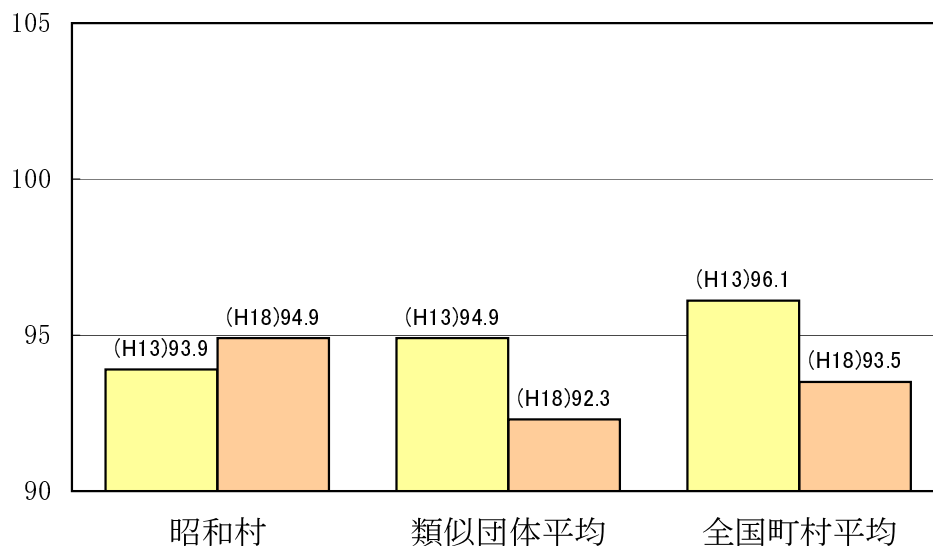
区分	住民基本台帳人口 (17年度末)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 16年度の人件費率
17年度	人 1,748	千円 1,771,430	千円 32,204	千円 389,423	% 22.0	% 21.2

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	(内)期末・勤勉 手当	計B		
17年度	人 44	千円 153,632	千円 20,517	千円 58,236	千円 232,385	千円 5,281	千円 5,722

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、17年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(18年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
昭和村	41.6 歳	316,900 円	399,100 円	364,400 円
福島県	42.8 歳	356,100 円	418,628 円	円
国	40.4 歳	328,477 円	—	381,212 円

②技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
昭和村	51.3 歳	314,500 円	370,500 円	339,700 円
福島県	49.0 歳	368,700 円	410,977 円	— 円
国	48.4 歳	286,500 円	—	318,595 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(18年4月1日現在)

区 分		昭和村	福島県	国
一般行政職	大学卒	159,700 円	176,800 円	170,200 円
	高校卒	138,400 円	142,800 円	138,400 円
技能労務職	高校卒	152,500 円	151,050 円	—
	中学卒	— 円	135,900 円	—

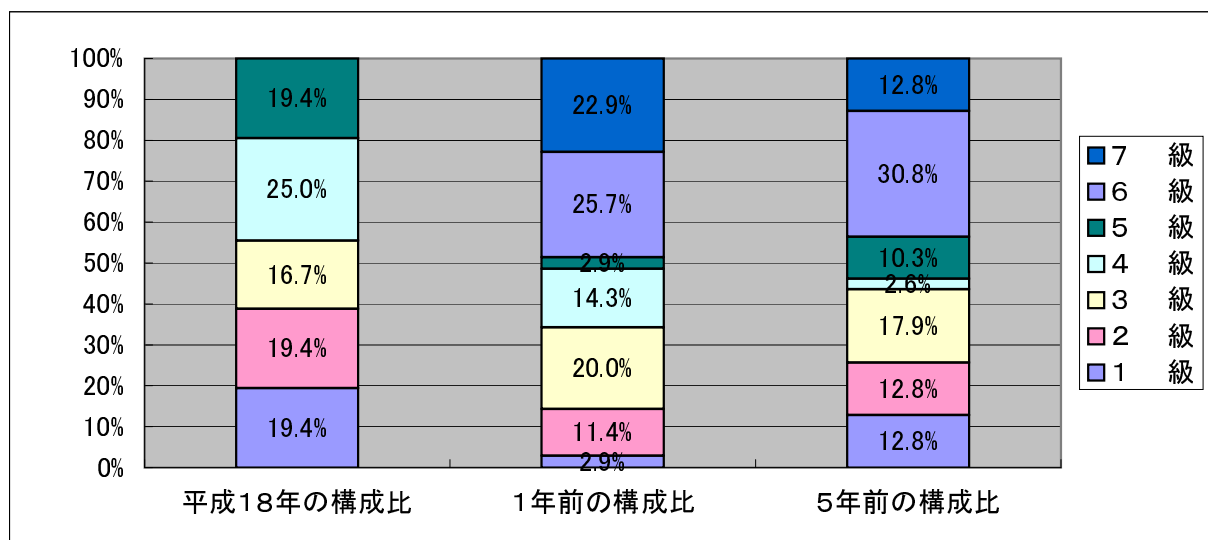
※一般行政職の大学卒については採用試験区分(高校卒程度)の場合です。採用試験区分(大学卒程度)は実施していません。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(18年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比(%)
1 級	主事の職務	7	19.4
2 級	主査の職務	7	19.4
3 級	主任主査、係長	6	16.8
4 級	副主幹、主幹	9	25.0
5 級	課長	7	19.4

- (注) 1 昭和村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に7級制から5級制に変更している。

(2) 昇給期間短縮の状況

区 分		全 職 種
17年度	職 員 数 A	58 人
	普通昇給期間(12~24月)を 短縮して昇給した職員数 B	0 人
	比 率 B/A	0.0 %
16年度	職 員 数 A	61 人
	普通昇給期間(12~24月)を 短縮して昇給した職員数 B	3 人
	比 率 B/A	4.9 %

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

昭和村	福島県	国
1人当たり平均支給額(17年度) 1,004 千円	1人当たり平均支給額(17年度) 1,873 千円	—
(17年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 1.45 月分	(17年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 3.0 月分 1.45 月分	(17年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 3.0 月分 1.45 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(2) 退職手当(18年4月1日現在)

昭和村			国		
(支給率)	自己都合	勲褒・定年	(支給率)	自己都合	勲褒・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	50.7 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		

(注)昭和村退職手当支給率:福島県総合事務組合「市町村職員の退職手当に関する条例」による

(3) 時間外勤務手当

支給実績(17年度決算)	4,145 千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	71 千円
支給実績(16年度決算)	5,738 千円
職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	94 千円

(4) その他の手当(18年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (17年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (17年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (支給額) 配偶者13,000円等	同		6,935 千円	119,569 円
住居手当	借家等に居住している職員(月額9,500円を超える家賃を支払っている者に限る)、自宅等に居住している職員等に支給 (支給額) 借家等:上限27,000円 自宅等:上限3,500円	異	県と同	1,315 千円	22,672 円
通勤手当	通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とする職員、又は通勤のために自動車等の使用を常例とする職員に支給 (支給額) 交通用具使用:上限24,500円	同		1,583 千円	27,293 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定する職にある職員に支給 (支給額) 3%~5%	異	手当率	1,534 千円	26,448 円

5 特別職の報酬等の状況(18年4月1日現在)

区 分	給 料	月 額	等
給 料	村 長	552,200 円	
	教 育 長	(694,000 円) 474,000 円 (527,000 円)	
報 酬	議 長	225,900 円	
	副 議 長	(251,000 円) 184,500 円	
	議 員	(205,000 円) 166,500 円 (185,000 円)	
期 末 手 当	村 長	(18年度支給割合)	2.31 月分 (3.30月)
	教 育 長		3.30 月分
	議 長	(18年度支給割合)	3.30 月分
	副 議 長		3.30 月分
	議 員		3.30 月分

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

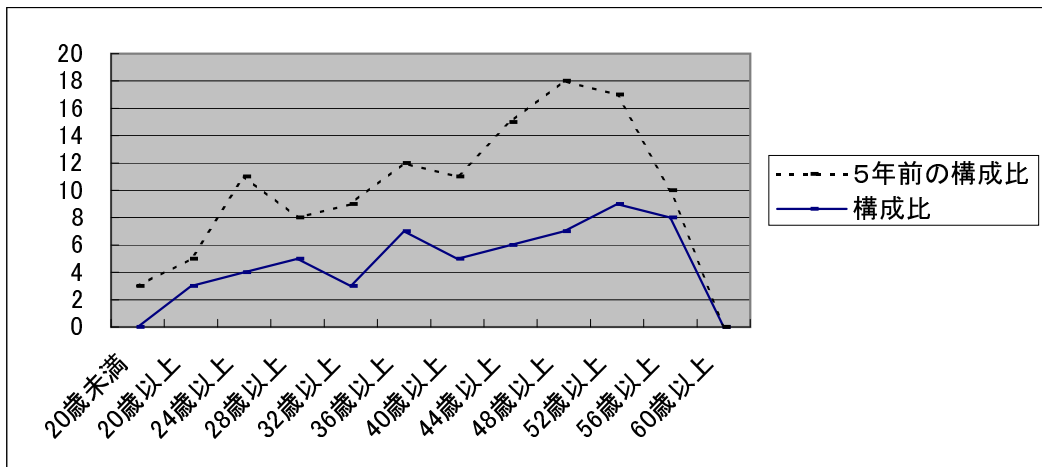
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区分 部門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成17年	平成18年		
普通会計部門	議 務 会 議 室	1	1	0	退職者不補充及び事務業務の見直しにより 介護保険事業で一般会計から公営企業へ1 名異動
	総務課	14	15	1	
	税務課	2	1	▲1	
	民生課	9	8	▲1	
	衛生課	2	2	0	
	農林水産課	5	5	0	
商工課	1	1	0		
	計	4	4	0	
	計	38	37	▲1	
	教育部門	7	7	0	
	消防部門	0	0	0	
	小計	45	44	▲1	
公営企業会計等部門	病院	7	7	0	
	水道	1	1	0	
	下水道	2	2	0	
	その他	3	4	1	
	小計	13	14	1	
合 計		58	58	0	
		[61]	[61]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(18年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以 上	計
職員数	人 0	人 3	人 4	人 5	人 3	人 7	人 5	人 6	人 7	人 9	人 9	人 0	人 58

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
人 58	人 53	人 ▲ 5	% 8.6

(参考)昭和村行政改革大綱における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成17年4月1日	平成22年3月31日	8.6%の純減

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

区分 部門		17年	18年	19年(計画)	20年(計画)	21年(計画)	22年(計画)	17年～18年	(参考)
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	計	数値目標
一般行政 (公営企業等含む)	職員数	51	51	49	47	48	46	—	
	増 減		0	2	2	▲ 1	2		
教 育	職員数	7	7	7	7	7	7		
	増 減		0	0	0	0	0		
計	職員数	58	58	56	54	55	53	—	
	増 減		0	2	2	▲ 1	2	(0%)	

(注)1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあつては対前年比の職員増減数を、計の欄にあつては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。